

神戸市スポーツ推進計画（仮称）の策定について

1. 計画策定の背景と位置づけ

本計画は、現在策定している「神戸市スポーツ振興プラン」（2014年度～2018年度）の次期計画として、スポーツ基本法第10条に基づき、国のスポーツ基本計画（第1期：2012年度、第2期：2017年度）および兵庫県スポーツ推進計画（2012年度）を参考にし、神戸市の実情に即して策定する。

第5次神戸市基本計画の部門別計画である「神戸市教育振興基本計画」の一部として位置づけ、スポーツ推進についてより具体的な施策を示し、神戸市におけるスポーツ推進の基本となる計画とする。

2. 計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2028年度までの10年間（概ね5年後、中間見直し）とする。

3. 主なスケジュール

2018年3月	神戸市スポーツ推進審議会【骨子案の検討】（諮問）
2018年7月	神戸市スポーツ推進審議会【計画素案の検討①】
2018年9月	神戸市スポーツ推進審議会【計画素案の検討②】
2018年10月	神戸市スポーツ推進審議会【計画原案の決定】（答申）
2018年11月	計画原案に対するパブリックコメントの実施
2019年1月	教育委員会会議【神戸市スポーツ推進計画の策定について】
2019年2月	市会等へ報告
2019年3月	神戸市スポーツ推進審議会【計画報告】

神教委ス第 2948 号
平成 30 年 3 月 14 日

神戸市スポーツ推進審議会
会長 山口 泰雄 様

神戸市教育委員会
教育長 雪村 新之助



諮 問

神戸市スポーツ推進計画（仮称）を策定するため、神戸市スポーツ推進審議会条例（昭和 37 年 3 月 28 日条例第 39 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

- ・神戸市スポーツ推進計画（仮称）の策定について

諮問理由

現在、「神戸市スポーツ振興プラン（第 2 期）」に基づき、「する」「みる」「ささえる」というスポーツの 3 要素を一体的・総合的に推進することにより、すべての市民が日常的にスポーツ・健康づくりができるような環境づくりに取り組んでいるが、平成 30 年度でその計画年度が終了する。また、国の「スポーツ基本法」及び「第 2 期スポーツ基本計画」において、地方スポーツ推進計画を定めるよう努めることとされており、「神戸市スポーツ振興プラン（第 2 期）」の次期計画として、基本理念や目標を設定し、その目標を達成するための方針や実施すべき施策を示す「神戸市スポーツ推進計画（仮称）」を平成 30 年度に策定する必要があるため。